

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託 事業者募集要領

業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託

業務目的

国が認定した地方自治体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、寄附額の最大約9割が法人関係税から控除される制度である企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について、本市への寄附の拡充につなげるため、企業への働きかけを行うもの。

業務の概要

別紙仕様書のとおり

委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

委託金額の算定方法等

委託金額の算定は、成果報酬型によるものとし、見積書に委託料率を示すこと。
支払時期については、契約締結時に協議するものとする。
なお、委託料率は20%以内とする。

委託の方法

随時申込みを受け付け、要件を満たす者について協議のうえ、契約を締結し、業務を委託するものとする。

申込資格

次の要件、全てに該当する者であること。

- (1) 令和7・8年度佐野市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和23年政令第16号）第167条の4第1項（※）の規定に該当しないこと。
 - ※1 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
 - ※2 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ※3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (3) 佐野市で（以下、市）の指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

提出書類

- (1) 会社概要（会社の案内パンフレット可）
- (2) 業務実績調書（様式自由）
- (3) 見積書（様式自由）

提出方法

持参または郵送もしくはメールでの提出とする。

提出先

佐野市総合政策部総合戦略推進室 佐野市役所 4 階

住所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町 1 番地

電話：0283-20-3000（直通）

[E-mail : seisaku@city.sano.lg.jp](mailto:seisaku@city.sano.lg.jp)

失格事項

次のいずれかに該当する場合、申込みまたは委託候補事業者としての決定を取り消す。

- (1) 正当な理由なく契約を締結しないとき。
- (2) 提出書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- (3) 契約締結前に申込資格のいずれかの要件を満たさなくなったとき。
- (4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、契約の相手方としてふさわしくないと市が判断したとき。

契約の締結

市は、委託候補事業者との契約内容に関する協議が整い次第、契約締結の手続きを行うものとする。

業務委託の仕様及び実施条件

- (1) 本業務委託の仕様については、仕様書に定めるほか、協議の上定めるものとする。
- (2) 受託者は委託業務の全部及び一部を他に委託し、又は請け負わせてはならない。
ただし、あらかじめ市の承認を得た場合は、この限りではない。
- (3) 業務の実施にあたっては、市と十分協議して進めるものとする。

その他

- (1) 書類作成及び提出等に要する費用は、全て申込事業者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。

問い合わせ先

佐野市総合政策部総合戦略推進室 佐野市役所 4階

住所：〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

電話：0283-20-3000（直通）

[E-mail : seisaku@city.sano.lg.jp](mailto:seisaku@city.sano.lg.jp)